

労働・助成金情報 特急便

第 111 号 (2022 年 3 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

今年度も残り少なくなりました。労働保険料を納める『年度更新』の手続きが始まる前に、再度、年度更新の内容について確認します。

<年度更新>

事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算します。その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算するという方法をとっています。

※労働保険とは、労災保険と雇用保険のことです。

年度更新の手続き期間

年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。

手続きが遅れると、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）を課すことがあります。

| | | | |
|----------|-------------------|---------------|--------------|
| 通常の納付期限 | 全期または第1期 7月10日 | 第2期 10月31日 | 第3期 1月31日 |
| 口座振替の納付日 | 全期または第1期 9月6日 | 第2期 11月14日 | 第3期 2月14日 |

労働保険の対象者

名称や雇用形態に関わらず、労働の対象として賃金を受けるすべての者。

例：正社員、契約社員、日雇い、パート、アルバイトなど

労働保険の対象になる賃金

令和3年4月1日～令和4年3月31日に労働者に支払う賃金。支払いが確定した賃金は令和4年3月31日までに支払われていなくても含みます。

賃金とするもの・・・基本賃金、賞与、通勤手当、定期券、残業手当、住宅手当、休業手当、前払い退職金など

賃金としないもの・・・役員報酬、退職金、勤続報奨金、結婚祝金、死亡弔慰金、出張旅費（実費弁償と考えられるもの）、解雇予告手当など

※一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している兼務役員の「役員報酬」は、賃金に含まず労働者としての「賃金」部分を賃金に含みます。

労働保険料の用途

- 労災保険給付（業務上の怪我や病気で、医療機関で療養を受ける際や休業して賃金を受けられない際に給付など）
- 雇用保険の失業等給付
- 失業の予防・雇用機会の増大、労働者の能力開発を図る為の事業（例：雇用調整助成金）

口座振替のメリット

労働保険料は納付書で納付しますが、下記の点で口座振替をおすすめします。

- 毎回、金融機関窓口で保険料納付に行く必要がない
- 納付忘れ、遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がない
- 手数料が不要
- 保険料の引き落としに最大2か月のゆとりがある

口座振替の申し込み手続き

① 申込用紙を入手

- ・労働局・労働基準監督署の窓口
- ・厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

② 金融機関の窓口へ提出

<各期の申込締切日>保険料を延納（分割納付）している場合は、第1期、第2期、第3期

| 納期 | 全期または第1期 | 第2期 | 第3期 |
|-----------------------|----------|-------|--------|
| 申込み締切日 (金融機関の窓口あて) | 2月25日 | 8月14日 | 10月11日 |

※すでに2/25は、過ぎていたため第1期には間に合いませんが、今から手続きをすると分割納付する場合は第2期分から口座振替ができます。

<雇用保険料引き上げ>

この数年、新型コロナウイルスによる特例で雇用調整助成金の給付が増加しています。そのため積立金が枯渇し、雇用保険料率が4月と10月に段階的に引き上げられる予定です。

今回の年度更新の概算保険料は、引き上げられる前の税率で計算されるため、今年度中に『追加徴収』が行われるかもしれません。追加徴収が行われる場合は、追加徴収分の労働保険料を計算して納付することになります。労働局から封書が届いた際にはすぐにご確認ください。

<社会保険料の変更のお知らせ>

令和4年3月分からの健康保険・厚生年金保険の保険料が変わります。

福岡県は、健康保険料率 10.22%→10.21% 介護保険料率 1.8%→1.64%になります。

厚生年金保険料率は変わらず 18.3%です。

協会けんぽのホームページに記載されている保険料額表をご確認ください。